

厚生経済常任委員会会議録

令和7年9月16日（火）

令和7年9月16日（火）午前10時から厚生経済常任委員会を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長 中村 勝彦 副委員長 矢崎 友規
委員 日向 正 岡部 紀久雄 小林 真理子
 小野 公秀 佐藤 浩美 荻原 哲也

- 欠席した委員

なし

- 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

議長 広瀬 明弘

- 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤 英樹	
総務課長	志村 裕喜	
財政課長	田口 俊	
環境課長	土屋 典子	
福祉総合支援課長	土橋 美和	
子育て支援課長	矢口 成彦	
観光商工課長	林 正樹	
農林振興課長	有賀 博	
建設課長	野田 一寿	
政策秘書課	廣瀬 亮	
総務課	樋口 透	
財政課	中村 明博	
環境課	森 一幸	中村 俊彦
福祉総合支援課	小倉 真	
子育て支援課	雨宮 明日香	向山 映子
観光商工課	土屋 和生	武藤 剛
農林振興課	岩波 一貴	石原 久誠 金子 猛

建設課 田村 俊彦 名取 伸二

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

書記 広瀬 拓也 星野 楓

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第52号 甲州市レンタサイクル条例の一部を改正する条例制定について

議案第53号 甲州市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（中村勝彦君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員8人、定足数に達しておりますので、厚生経済常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（中村勝彦君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
- 議長（広瀬明弘君） 皆さん、おはようございます。厚生経済常任委員会でございます。慎重審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。
- 委員長（中村勝彦君） ありがとうございます。

開議

- 委員長（中村勝彦君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、8月28日本会議において当委員会に審査を付託された条例案2件の審査をお願いいたします。

なお、審査終了後のその他の件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後、最初の休憩中に委員長へ申出をお願いいたします。

議案第52号

- 委員長（中村勝彦君） まず、議案第52号 甲州市レンタサイクル条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

日向委員。

- 委員（日向 正君） 旧条例の名前について、利用という言葉を使っているのですが、新しいのは使用という言葉になっているのですけれども、利用を使用という言葉に入れ替えて新しい条例をつくるという狙いというか、意味は大体分かるのですけれども、なんでわざわざ変えるのかというのがよく分からないのですけれども、ご説明ください。
- 委員長（中村勝彦君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

今まで利用、使用の使い方が混在してございましたので、使用に統一させていただくというものでございます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。
- 委員（日向 正君） そうすると、今後はこういう類いのものは全部使用になるという、そういうことでいいですか。
- もう一つ、続けていいですか。
- 委員長（中村勝彦君） お願いします。
- 委員（日向 正君） 使用料が変わるわけですが、その年間の収益みたいなものの試算はできていますか。もしできていたら教えてください。
- 委員長（中村勝彦君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

令和6年度の歳入が約180万円でございます。先ほど申しましたように、利用台数は1,781台でございますので、おおよそ一人1,000円強の収入となっております。それを今度、一日券の利用も数が多いものですから、ほぼ1,000円というのが一日券の利用でございますので、これが今度1,650円に変わりますと、約1.5倍になるということを想定してございますので、約180万円から1.5倍で270万円ほどの収入を見込んでございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 収益の試算は分かったのですが、運営管理費の増加ということで、今現在どのぐらいの運営管理費があって、上がり基調だとか、また来年度以降もちょっと増額が見込まれるのか、システム管理料も含め、お答えいただきたいと思います。
- 委員長（中村勝彦君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

レンタサイクルの経費につきましては、今から計算時期でございますけれども、一応直近の値としまして、昨年度612万円ほどかかってございます。令和5年度は656万円ほどかかってございまして、令和4年度は530万円ほどの経費がかかってございます。例年600万円前後かなというところがございまして、例えば年によってパンフレットを作成するとか、ちょっと備品購入の関係でバッテリー等の交換の台数が増えた場合、若干増える場合がございますけれども、600万円前後ということで推移してございます。使用料についても今後大きく変化するつもりはございませんので、年間600万円前後で運営できるかと考えております。ただ、今収入が181万円ということですので、レンタサイクル、文字どおり自転車操業になってございますので、270万円に使用料を上げていく中でその辺も改善していきたいというふうに考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 同業事業者との比較というふうにおっしゃったのですけれども、どのような事業者とどのように比較をされたのか教えてください。
- 委員長（中村勝彦君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

同じドコモのバイクシェアを使っているところで、県内ですと都留市がございまして。都留市が一時間330円で今お貸ししておりますので、当市の30分165円というのと、全く一時間当たりイコールでございまして、そちらに合わせていただいたというところがございます。その他峡東3市におきましては、笛吹市の観光案内所で行っていますところは、うちとシステムは違いますけれども、料金が3時間まで1,000円、あとは超過が一時間500円でありますとか、山梨市、街の駅ですと、電動アシストタイプのものは1回520円ですが、保証金も2,000円頂くような形で運用されておりますので、その辺も考慮させていただいて今回の改正とさせていただきます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 簡単なことで、先ほど定時間パスというふうにおっしゃったのですけれども、これはどのようなことを想定しているのか伺いたと思います。
- 委員長（中村勝彦君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、基本的には30分165円でありますとか、一日1,650円というのが基本でございますが、さらに、ドコモバイクシェアのほうでオプション的に一時間あたり220円という設定がシステム上できるというものでございます。ですので、これは条例のほうにあえて書かせていただいたのは、私どもは利用率を上げたり利用料金を上げたりするために、一時間220円で例えば5時間を設定すれば、5時間ですと1,100円というようなコース設定ができるということで、あとは使用者の方に、1時間単位がいいのか30分単位がいいのか一日券がいいのか、それとも、例えば5時間で設定したその券がいいのかというのは使用者の方に選んでいただくというサービスの一つでございまして、この辺がちょっと自由に設定できるということですので、あえて、今後ちょっと検討してまいります。3時間がいいのか5時間がいいのか7時間がいいのか、また時期も設定が可能でございますので、繁忙的な時期にあえて設定して、さらに利用者を伸ばすのか、かえって少ない時期にこういったサービスを充実させたほうがいいのかとか、その辺は、今後条例案をご議決いただいた上で精査していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） レンタサイクルの利用方法についてちょっとお伺いしたいのですが、ホームページを見ると、レンタサイクル登録機というのがあるということが書いてあったのですが、現在登録機というのはどこにありますか。
- 委員長（中村勝彦君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

登録機というのは実際使用してございません。登録場所は、塩山・勝沼の観光案内所、あとは勝沼支所ですので、ポートの置いてある場所が登録場所となっております。あと、スマホで登録が可能になっておりますので、スマホを利用して登録作業をされる方が多くなってきたのが現状でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今、課長の答弁にあったアプリというので私も今回ちょっと途中までやってみたのですが、小中学生の場合はクレカがなくて、クレカの登録をしないとアプリに入っていけなくて、そういう場合、小学生の場合はどういうふうに対応すればいいですか。小中学生はクレカがない、ほかにもいると思うのですが。
- 委員長（中村勝彦君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

その場合につきましては、観光案内所のほうで、対面式で登録をしてもらうという形を取ってございます。
- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） それでしたら、ぜひホームページのほうに、全くそういう案内がなくて、登録機でやってくださいというのがあって、あとはアプリ、どちらかですというのがあったので、分かりやすい案内をすることも大事だと思うので、そういうところは徹底していただきたいと思います。
- 委員長（中村勝彦君） ほかに発言はございますか。

荻原委員。
- 委員（荻原哲也君） お願いします。今回ライドシェアなのですが、ドコモバイクシェアということで、通信事業者が営むのでそういうシステムを使われるのですが、例えばぐるりんで回った経路とか、そういったものを携帯か何かで集めて、それをまた観光商工課のほうで使用するようなことということでは今対応されていないという理解でよろしいでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

今現在あくまでも貸出しのシステムのみでございますので、そこまでの追跡、分析等ができる体制は取ってございません。
- 委員長（中村勝彦君） 荻原委員。
- 委員（荻原哲也君） ありがとうございます。例えば先ほどオプションなんてお話もございましたけれども、そういったようなデータを取るとかというのは対応可能なのでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

もちろんシステムは電子システムを利用しておりますので、データを収集することは可能でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） 可能であれば、もちろん経費はかかることだとは思いますが、せっかく使って、いろんな方向に移動されて、観光スポットとかを回っていると思うのですが、そういった経路であるとか、そういったデータが取れると、観光の関係の振興にも役立つのかなという気がしますので、もしよろしければ、そういった検討をしていただけるとよろしいかと思えます。これは提案です。
- 委員長（中村勝彦君） ほかに発言はございますか。質疑はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（中村勝彦君） 議案第52号についての質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第52号については、原案のとおり可決すべきものと決するに
異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第53号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第53号 甲州市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
当局の説明を求めます。
(当局説明)
- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。
これより質疑を行います。
日向委員。
- 委員（日向 正君） さっきと同じような質問なのですが、説明書類の新旧のこの条例の名称の中に、旧のほうは円滑化の推進ということになっているのですが、今度、新のほうは円滑化の促進という、推進が促進という言葉に変わっている。この狙いというか、なんでわざわざ言葉を変えているのか、ご説明をください、
- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

国の法律の呼び方が変わったという認識でおりますので、推進が促進に変わったという認識でおります。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。

- 委員（日向 正君） 非常に簡単な話で、国が変わったからこっちも変えるという、分かりました。同じようなことだからどっちでもいいやという気持ちになりますけれども。

それで、もう一つですが、第6条の（1）で第4条第1項に変わるというか、その前は、旧のほうは第4条第1項第1号とかとあるのですが、この称号は別として、この中身がどんなものかちょっと分からないので、第4条第1項の基準に適合するとあるのですが、第4条第1項というのはどんな内容のものなのか、すみません、説明をお願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

第4条は、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する屋根付き広場を設ける場合は、そのうち、1以上次に掲げる基準に適合するものでなければならぬということ、1が、出入口は次に掲げる基準に適合するものであることということで、それぞれの高さ、幅等を示しているものであります。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。

- 委員（日向 正君） ということは、これを見れば、高さや幅が記載されているということですね。分かりました。内容は変わらないということですね。了解です。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 議案第53号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第53号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。
以上で、当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。
ここで暫時休憩いたします。
この後、その他の件に入りますので、再開は追って連絡いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時44分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

その他の件について

- 委員長（中村勝彦君） それでは、その他の件について、これより質疑を行います。
通告いただいておりますので、順番に指名したいと思います。
環境課から始めます。
荻原委員、お願いいたします。
荻原委員。
- 委員（荻原哲也君） 私からお聞きするのは、再生可能エネルギーの発電事業ですけれども、ソーラー発電施設の関係になるのですが、昨今釧路湿原であるとか、メガソーラーという巨大なソーラー施設が建設されている中で、地域住民と、あとは環境に対してということの中でのいろんな問題が起きているというような状況もある中で、甲州市として、野立てのソーラー発電施設の設置規制はどのように行われているのか。また、新設既設で規制に該当したケースはあるのかないのか。また、市単独の規制強化、条例整備などの必要性をどのようにお考えなのか伺います。お願いいたします。
- 委員長（中村勝彦君） 土屋環境課長。
- 環境課長（土屋典子君） お答えいたします。

本市では、野立て、地上設置の太陽光発電施設の設置規制につきましては、まず、県が令和4年4月1日より施行しました太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例にて規制区域を設けております。また、県の届出の義務は、発電出力が10キロワット以上の施設が対象となっているところであります。

二つ目の質問の県が新設、既存設備で規制に該当したケースについてですが、設置者が

県に申請の段階で規制に該当する場合において、県から設置者及び市に連絡があります。市と設置者で協議をしますので、規制をかけた事例は今のところございません。

続いての質問ですが、市単独の規制の強化につきましては、県の条例を補完する市の条例として、甲州市景観条例及び甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例がありますので、現時点では条例を整備する予定はございません。

○ 委員長（中村勝彦君） 萩原委員。

○ 委員（萩原哲也君） 現状について確認できました。県としっかり条例等の整合性であるとか設置についての連絡調整等々があるということなので、引き続き市民であるとか環境の影響が出ないような形の中で、また対応のほうをよろしくお願いしたいと思えます。

○ 委員長（中村勝彦君） よろしいですか。

では、続きまして、日向委員、お願いいたします。

○ 委員（日向 正君） 私のほうは、住宅に設置されている太陽光パネルの関連で質問といたしますかお聞きしたいのですけれども、例えば家を壊すと、太陽光パネルが屋根についているものというのは、やはりそれなりの処分をしなければならない。その処分方法について、市ではどういう指導もしくは基準を持ってアナウンスしているのかお尋ねいたします。

○ 委員長（中村勝彦君） 土屋環境課長。

○ 環境課長（土屋典子君） お答えします。

ソーラーパネルは産業廃棄物に当たります。撤去の段階で専門業者に依頼することが原則となっております。国のほうでは、使用済み太陽光パネルのリユース、リサイクルについての記載があるのと、あと、県のほうでも使用済み太陽光パネルの処理についてはホームページのほうに載っているところです。いずれにしても産業廃棄物に当たりますが、リサイクル、リユースできるものについては、そういった取組をするのと、適正に処理をするということで、産業廃棄物として処理をするということになっております。

○ 委員長（中村勝彦君） 日向委員。

○ 委員（日向 正君） 大体太陽光が、発電の出力がまったくゼロに近い状態になるが30年から40年後だというふうに想定されているのですけれども、今のお話は、基本的には何年たったときにそうするよとかという、そこの、いわゆる生産されてから何年後以降はこうするよとかという、つまり廃棄処分にするのかりサイクル、リユースに回すのか、

その辺の基準というのはどんなふうになっていますか。

- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

土屋環境課長。

- 環境課長（土屋典子君） お答えします。

すみません、今私の覚えている限りでその情報がちょっとないものですから、この後もし報告をさせていただいたら、よろしいでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 後ほどで。

日向委員。

- 委員（日向 正君） それで結構です。基本的に、住宅の屋根に太陽光パネルをつけるというのは国でも推奨しているし、うちも補助金を出している。ところが、それを使った後の処分方法について明確な認識がないために、本当はつけたいのだけれども、それが怖い。つまり原子炉と同じように処分する方法が分からないので太陽光パネルを設置することに抵抗するというか、すぐ乗り出せない人がかなりいるのですよね。したがって、太陽光パネルは大体30年から40年もちますが、その後はこうしないといけないというしっかりとした後始末の説明をしてあげて、補助をして、太陽光パネルをつけていただくようなことを事業として推進するという形をつくらないと、風評も含めて、さきの荻原委員の質問と同じように、ものすごく害があるみたいなイメージというのが独り歩きしますので、ぜひセットでその説明をできるような形にしておいてもらいたい、ということ。後で説明していただければ結構ですので、よろしくお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 環境課への通告は以上でありますけれども、皆さんから発言はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） なければ、次の質問に入ります。

子育て支援課の件について、小林委員よりお願いいたします。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 先日、姪っ子が小学一年生なのですけれども、来たので、甲府

市で作って整備しているおしろらんどに初めて行ってきました。ああいうものを市ごとに整備するというのはなかなか難しいことですし、維持管理していくのも大変なので、ああいう屋内の遊び場の整備について、せっかくやまなし県央連携中枢都市圏でやっているの、広域的に考えることはできないものかということで提案です。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） 小林委員の質問にお答えいたします。

本市では、3歳未満の未就学児を対象とした地域子育て支援センターや児童館を設置しており、市外の方も利用可能な柔軟な運営を行っております。一方で、小学生以上の子どもが室内で遊ぶ場は市内には整備されておらず、課題として認識しております。委員ご指摘の甲府市のおしろらんどは市外の利用が可能であり、また山梨市の施設は2027年度の供用開始を目指して整備が進められている段階です。こうした状況を踏まえ、本市では、市外の民間施設やおしろらんどなどの利用を通じて、子育て世帯が自身の都合や希望などに応じて最適な場所を自由に選択できる環境を現時点での有効な選択肢として捉えております。委員ご提案の広域連携につきましては、市民の選択肢が広がり、利便性の向上が期待できることから、他市の整備状況の進捗や市民の利用状況、ニーズを十分に見極めた上で、慎重に対応してまいります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 課題として認識されているということで、山梨市も、ちょうど新聞で私も見たので、山梨市が整備するというのであれば、山梨市がせっかく整備されるのに、市単独でつくりたいのかもしれないですけども、ぜひこういうときに峡東3市の連携というのがとても生きてくるのではないかなと思います。小さいものよりも、やはりおしろらんどのようにある程度の規模があったもののほうが子どもたちも喜ぶますし、そういった意味で、2027年に山梨市が整備するという方向であれば、少し相談するなどの余地があるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

先ほどもちょっと答弁させていただいたのですが、山梨市の整備、まだ設計の段階というふうなお話をお伺いしていますが、広域連携につきましては、ファミサポにつきましては、山梨市と甲州市で、利用者が山梨市の支援員さんを使ったりとか甲州市の利用が山梨市の支援員さんを使ったりとか、そのような運用もしているところですので、今後

の他市の整備状況、山梨市に限らず、笛吹市とか近隣の市の整備状況や進捗状況などを踏まえつつ、また市民の利用状況、ニーズ調査といったようなものを確認する中で、その状況を見極めながら慎重に対応していきたいと考えております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 限界があるのは分かっているのですけれども、しつこくて申し訳ないですが、この暑さですと、ふれあい公園の遊具でも遊べないですし、やけどをするという話をよく聞きます。おしろらんの利用を周知していくというのもいいと思いますし、山梨市とファミサポ等で連携しているというような話もありましたけれども、やはり小さい、だんだん人口減少していく市が残っていくにはどういうことができるかというところで、それこそ広域連携で整備するというのが私はひとつの案ではないかなと思っていますので、またちょっと頭の片隅に入れておいていただきたいなと思います。終わります。

- 委員長（中村勝彦君） では、子育て支援課につきまして、佐藤委員、お願いいたします。

すみません、もう一つありました。

小林委員、そのまま続けてお願いいたします。

- 委員（小林真理子君） 別件なのですが、児童クラブの対象について、条例に書いてあるとおり、市内在住で市外の学校へ通学している児童は対象にならないと、児童クラブを利用できないことになっているのですが、これをもう少し緩和して、市内在住であれば、市外の学校に通っていても児童クラブを利用できるように変えることはできないのでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

本市の児童クラブは、放課後児童健全育成事業として学校との連携を前提に運営されております。条例では、市内の小学校に在籍する児童を対象としており、これは学校との情報共有や緊急時の対応、登下校時の安全確保など、日常的な連携が必要であることによるものです。市外の学校に通う児童につきましてはこうした連携が困難であるほか、現在の施設状況では、定員を超えて受け入れている児童クラブも多く、環境改善が今喫緊の課題となっております。また、市長が特に認める児童という規定もございしますが、

これは災害や家庭環境など特別な事情を想定したものであり、一般的な市外通学児童には適用しづらい状況です。近隣市におきましては、児童クラブの対象条件が市内在住や市内在学など自治体ごとで異なっております。本市と同様の条件をつけている市もあれば、いずれかを満たせば利用を可能とする市もございます。保護者の方からご相談を受けて、要望も受けており、理解はしておるところですが、以上を踏まえ、本市では、条例の趣旨や事業の目的、施設の環境面との全ての整合性を踏まえ、現時点では、市外通学児童を対象に加えることは困難であると考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 課長の答弁の中にもあったとおり、ちょっと私もいろいろな市を調べてみたところ、子育てで有名な明石市は市内在住であれば利用できるというふうになっています。学校との連携が必要ということも理解はできますが、実際住んでいる方で困っている人がいて、共働きで、子どもが帰ってきた後どこに預けたらいいという、そのために児童クラブがあるので、施設状況で今現状定員がいっぱいになっているところもあると思いますが、そうではないところの施設であればいいですよということは可能だと思います。真っ向から否定するのではなくて、少し条例改正できるのではないかなというように、少し検討というところまではいっていただきたいなど、ちょっと考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） ご質問のとおり、制度上の現状の課題も加え、現状の受入れ態勢も大きな、先ほど申し上げたとおり規約がございます。現在多くの児童クラブで、14児童クラブ中、約8児童クラブが定員を超えて受入れが常態化しているという中で、職員の配置や安全面でも限界に近い状況です。条例の趣旨や、もともとの条例の趣旨が市内の小学校に在籍する児童、これはもともと学校との情報共有や緊急時の対応、登下校時の安全確保などを基に制度設計されたものと甲州市の条例は認識をしておりますので、そういった整合性のある点から、現時点では、市外の通学の児童を受け入れることは困難であると考えております。
- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました、現時点では困難なのは分かります、条例もそうなので。条例改正を少し検討していつか考えていただきたいと。やはり市に在住しているということは市にも税金を納めていただいておりますし、ここから働きに行っている

ご両親のことを考えれば、子育てしやすい環境はどういうものなのかというものをもう少し真剣に考えていただきたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） では、続きまして佐藤委員、お願いいたします。
佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 続いて、夏休みの子どもたちのことで心配な状況があるので質問します。学童クラブに行っているお子さんは、学童クラブに行って、冷房があるお部屋で、狭いですが、狭いという問題はあっても見てもらっているところで過ごすことができるわけです。ただ、ふだん学童クラブに行っていないお子さんが、長い夏休み、そういうときに、私たちが子どもを育てる頃は、例えば学校の校庭で遊んだり、あるいは公園で遊んだり、そしてプールへ行ったりと、そういうことでかなり時間を過ごすことができたのですけれども、昨今のように非常に暑くて外に出られないと、そういうときに、おうちに籠って一人でいなさいよということがいいのかどうかということもありますし、そういう子どもたちの居場所はどのように現状になっているのか伺いたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） 佐藤委員のご質問にお答えさせていただきます。

児童クラブに通っていない児童の居場所につきましては、自宅や祖母宅、友人または知人宅ほか、習い事や公園、図書館などが考えられます。一方で、本市の児童館は3施設全て放課後児童クラブを併設しており、子どもが自由に利用できる居場所として求められる児童館、本来の機能を十分果たしていない状況であります。国におきましては、こども大綱やこどもの居場所づくりに関する指針を通じて、自治体に対し計画的な整備を求めているところであります。本市におきましても、今後のこども施策の検討に当たり、こうした国の動向を踏まえ、安心して過ごせる場の確保に向け、子どもの居場所づくりの必要性について検討を進めていく必要があると考えております。

なお、本年の夏休みの期間中ですが、市内の民間施設等において、小学生を対象とした学習支援、寺子屋といったものや、夏休み期間中を通してイベントの開催を実施したといった多様な取組みが行われました。このような民間事業者の取組みは、児童クラブに通っていない児童の居場所づくりの事例として今後の可能性を示すものと考えております。市としましても、こうした取組みへの支援の在り方を検討し、児童の健全な育成を図るため、居場所づくりを推進してまいります。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。夏休みの子どもたちが、学童に行っていない子どもたちが寺子屋とかイベントとかそういうところを回ったというふうにおっしゃいましたけれども、民間の努力でそういう子どもたちの面倒を看ていてくださる。けれども、それはやはりスポットといいますか単発でありまして、長い夏休みに子どもが自由に過ごせる場所ということがなかなか見当たらないのが本市の現状だと思います。前にも、未就学児についてはかなり子育て支援センターなどが受け入れていたり、充実している部分もあるのですけれども、小学校以上のお子さんの居場所ということはやはり大きな課題だと思いますので、児童館も考えつつ、本当に子どもの居場所ということで積極的に前向きに検討をしていただきたいと思っておりますし、それまでの過渡期に、例えば小学校の教室を一つ解放していただくとかそういうことも含めて考えていただきたいというふうに思うのですけれども、それについてはここではお答えしてもいただけないですよ。
- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうさせていただきます。

今委員ご質問の小学校との教室等の活用についてですが、学校では、それぞれ学校におきまして夏休みの過ごし方というようなチラシのほうを発行しています。そのチラシの中を読み込みますと、ご家族の方とゆっくり過ごす、読書をする、そういったような運用が書かれているところでありますが、学校の利用につきましては、いずれ教育委員会の方、学校の考え方があろうかと思っておりますので、現時点ではそのまま学校のほうを夏休みに活用させていただくかどうかというのは、教育委員会と子育て支援課との協議の上でというような形になるかと思っております。

以上でございます。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） そういう方向でよろしくをお願いします。まずは、児童館機能をきちんとやっていただきたいということが一つ。そして、それが十分にできない場合も含めて、教育委員会と子育て支援課、こども家庭センターというところで、子どもの居場所ということについては真剣に考えていただきたいということをお願いして、質問を終わります。
- 委員長（中村勝彦君） ほかに発言はございますか。

(発言する者なし)

- 委員長（中村勝彦君） なければ、子育て支援課の件は以上といたします。
続きまして、健康増進課の件で佐藤委員より通告がありますので、お願いいたします。
佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） お願いします。今年度、後期高齢者の人間ドッグの補助というの
が入って大変喜ばれているかと思うのですけれども、現状利用者の、利用の申込数など
が分かりましたら、教えていただきたいと思います。
- 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） 佐藤委員のご質問にお答えいたします。
後期高齢者の人間ドッグの申込み状況でございますけれども、定員400名のうち9月12
日現在、308名の方にお申込みいただいております。
以上です。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。やはり待たれていたものだったなという
ふうに思います。ぜひこれからもよろしくをお願いします。
- 委員長（中村勝彦君） では、健康増進課については以上となります。
続きまして、観光商工課の件に入ります。
佐藤委員、お願いいたします。
- 委員（佐藤浩美君） 大菩薩の湯のことなのですけれども、市内・市外を区別するため
に身分証明書を提示されるということのようのですけれども、市内の方は、家族で入浴を
しに、利用したいと思って行ったと。ところが、身分証明書を出してくださいというこ
とで、身分証明書は普通免許証ですね。免許証をお父さんが出したのだけれども、ほ
かのおばあちゃんや子どもさんまで身分証がなければ市外扱いですというふうに言われ
て、大変楽しい気分が台なしになったということを知りました。家族で行った場合は、
身分証明書というのは、お一人代表の方が出せば市民であろうということで柔軟に対処
していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。
まず、大菩薩の湯に訪れていただいた方が大変不快な思いをされたのであれば、大変申
し訳なかったというふうに考えてございます。その上でお答えさせていただきますが、

使用料につきましては、皆様ご存じのとおり市内・市外で分けてございますので、分けている以上、当然確認はするように、例えばモニタリングの際等々にも指定管理事業者には指導しているところでございます。特に今回佐藤委員は大菩薩の湯だけのことをおっしゃっておりますけれども、私ども所管の公営温泉ですと天目山温泉もあるわけですが、天目山温泉につきましては非常に市外者の利用数が多いと。パーセンテージで言いますと76.9%ですので、4分の3以上が市外の方。それに対しまして、大菩薩の湯につきましては市外の方が52%余りですので、ほぼ半々の割合になってございますので、客観的に見ましても、もう少し市外の方も多いのかなというところも担当課としては気になっているところではありましたので、その辺のこともございましたので、市外・市内の確認はある程度ちゃんとやっていただくように指導はしているところでございます。ただ、今佐藤委員ご指摘のとおりのお話が本当だとしますと、あまりにもちょっと現実的ではないといえますか常識的ではないと思います。また、お子さんでは身分証明書をすぐ提示できない方もおられると思いますので、その辺は常識の範囲内で対応させていただいて、気持ちよく利用していただいて、また再度施設に来ていただくように努めてまいりたいと考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 答弁ありがとうございます。とても家族でたまには大菩薩の湯に行って、みんなでゆっくりしてこよつというようにすることで市内の方が行かれた場合、本当に福利厚生というところで市民のためのお湯という側面が大きいと思いますので、ぜひその状況を見れば、これは家族かなということが大体分かると思いますので、そのような対応をしていただけるようお願いいたします。
- 委員長（中村勝彦君） この事例で、身分証明書を提示できなかった子どもたちは、市外料金にされたということですか。
- 委員（佐藤浩美君） 全員市外料金、子どもまで市外料金だったと。身分証が提示されなかったのだから、本当にもう行きたくないみたいになってしまうので、やはりその辺はぜひ。
- 委員長（中村勝彦君） 身分証明書をもちでない方の市内料金の基準は、今どうなっているのですか。
林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

身分証をお持ちでない方につきましては、自己申告を基本とさせていただきます。

- 委員長（中村勝彦君） けれども、申告しても市外料金になったということですね。
- 観光商工課長（林 正樹君） その辺は、最初に答弁させていただいたようにこちらの対応が不手際でありましたし、またせっかく来ていただいたのに嫌な思いをされたということに関しては、こちら所管の課として大変申し訳なかったと考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 分かりました。

ほかに皆さん確認事項はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） なければ、観光商工課の件は以上となります。

続きまして、農林振興課。

最初に、荻原委員からお願いいたします。

荻原委員。

- 委員（荻原哲也君） お願いします。今回の熊等の危険鳥獣、イノシシ等も含むのですが、人身被害防止という形の中で、9月1日から改正鳥獣保護管理法が施行された中で、緊急銃猟の対応が可能になりました。その内容と、それから甲州市の取組状況、それとまた、今後の対応について伺います。よろしくお願いいたします。
- 委員長（中村勝彦君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 荻原委員の質問にお答えいたします。

9月1日より改正鳥獣保護管理法が施行され、新たに緊急銃猟制度が創設されたところであり、近年、熊等が生活圏の中に侵入または侵入のおそれ、緊急性が高く、他の手段では迅速な対応が困難であり、かつ安全が確保される場合に限り、市町村長の判断で銃の使用が可能となるものです。従来は、原則として住宅地での銃の使用は禁止されております。ですが、人身被害が切迫した際に、警察官の職務執行法に基づいて対応はしてきました。しかし、全国的な出没増加を受け、より迅速な対応を目的に改正されたものです。本市では、猟友会と常時連絡体制を取り、必要時には迅速に対応できるよう準備をしております。万が一の実施に当たっては、警察等関係課と連携し、市民の安全を第一に行動するとともに、物的損害や事故発生時には市が補償するというようになっておりますので、保険の予算化等についても検討を進めているところです。

- 委員長（中村勝彦君） 荻原委員。
- 委員（荻原哲也君） ありがとうございます。万が一というかあつてはならないケー

スだと思うのですが、まずは、そういった備えという形の中での予算化も含めての対応が検討されていることなので、引き続きそちらのほうの努力も願いながら、被害防止のほうに取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君）　　続きまして、農林振興課にお願いします。

佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君）　　お願いします。畑の石垣について、崩れそうな場所が散見されるのですけれども、前回の6月の議会で、景観のことで世界農業遺産の関連と、そして石垣のことにも平塚議員が触れていらっしゃいましたけれども、現状は、景観のことだけではなくて危険であるというようなこともあって、市民から崩れそうなどころがあるけれどもどうにかなりませんかね、みたいな話があるのですけれども、それに対する対策はどんなふうにということを伺いたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君）　　有賀農林振興課長。

- 農林振興課長（有賀 博君）　　佐藤委員の質問にお答えします。

基本的には、個人の所有物でありますので個人のほうが費用を出して修繕するということになるかと思いますが、例えば大雨とか台風、大雪等によって、国の災害指定等を受けた場合とかの一定の条件を受けた場合には、こういった国の事業で直すこともできるのですが、その際にも個人の負担というのは発生してきます。なので、基本的には個人の負担が発生するということですのでよろしくお願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君）　　佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君）　　修繕にもかなりお金もかかるし技術的な問題もあると思うのですけれども、例えば畑の持ち主が、これは崩れて困るからということでやろうという気になればいいけれども、放置していて、周りの人があそこは危ないねという形で、そういう場合は、例えば市から指導が入るとかそういうことはあるのですか。

- 委員長（中村勝彦君）　　有賀農林振興課長。

- 農林振興課長（有賀 博君）　　お答えいたします。

基本的には指導ということとはしていないのですが、例えばですけれども、崩れてしまって道路等に出てしまったりした場合には、市のほうで、道路の通行に支障になる部分に関しては撤去ということはあるかもしれませんが、そのほかのものに関しては、やはり個人の所有となりますので、個人が負担することになると思います。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 現状負担は個人の責任なので個人のものかもしれませんが、崩れそうで危ないよねという段階で、例えば市民から農林振興課に何かあったら、指導のようなものはされるのですか。

- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今佐藤委員がお話ししたとおり、指導という形ではないですが、相談を受けたという中で話合いを行うようにしています。というのは、今委員がおっしゃられたように、自分からということではなく周りから、例えば区長さんから話が来たようなことに際しましては、相談に乗るという形の中で話合いをさせていただいておりますが、それが必ずしも改修等につながるということではなく、危険な箇所という判断の中で、こうしたほうがよろしいですよという話で対応はしております。これは市道、農道、両方一緒です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） なかなか個人の持ち物で、次の質問とも関わるのですけれども、それが周りに影響するということで非常に難しいことを含んでいると思いますけれども、そういう雨が降って崩れてしまったら補助が出るけれども、雨が降ったら困る、あそこが何か崩れそうで怖いよねという段階では補助も今のところないわけで、それについても含めて、また一緒に考えていく機会があればいいかなというふうに思います。

この件はこれで。

- 委員長（中村勝彦君） では、続いてお願いいたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 石垣とも関わるのですけれども、耕作放棄地というのが散見されるわけですが、近隣の環境に悪影響を及ぼしている例がある。例えばアレチウリというようなつる性のものがずっと出てきて、歩道を覆ってしまっていて歩道が見えなくなってしまうとか、それから、アメリカシロヒトリがたかって周りに飛んでくるとか。そ

れから、枯れてしまった、もう本当に荒れてしまった耕作放棄地にブタクサがいっぱい生えて、住宅地の中にあるものだから、ブタクサの花粉で大変とか、そういうようなこと、あるいはカメムシとかそういうことがたくさんあると思うのですけれども、そういうことに対する対策などはどのようにされているのか伺いたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 佐藤委員の質問にお答えいたします。

確かにそういった耕作放棄地からの苦情といいますか連絡が、近隣の隣接している畑の方から連絡が入る場合があります。そちらは農業委員会のほうで対応しているのですが、令和6年度も120件ほどそういった連絡がありました。そういった場合は、当該者や所有者に対して通知を送らせていただいています。それで対応していただけなかった場合は直接会いにいたりして事情のほうを説明させていただいているのですが、そういった形を取った上で、令和6年度に関しては40件ほど対応のほうをしていただいた経緯がございます。

以上であります。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 120件のうちの40件対応していただいたと。これは対応してもらっても様々なお苦勞があるのかと思いますけれども、残りの80件はまだ手がついていないという状況なのかもしれないのですけれども、空き家と同じようなこともあるというふうにも思いますけれども、所有者が亡くなってしまって、どこか遠いところにご親族がいらっしゃるような場合ですけれども、そういうときはどのように対応をお願いするのですか。

- 委員長（中村勝彦君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） お答えいたします。

あくまでもやはり個人の所有物であったり様々な事情があるのですが、連絡を取って今後は是正するというようなお答えをしていただける人もいるのですが、相続の関係で手が出せなかったりとか、そういった事情で対応していただけない農家の方も、所有者の方もいらっしゃいます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 大変深刻な問題であるということが分かりました。これは、罰則とか何かそういうものはないのですか。こういう状態になってしまったら、罰則。

- 委員長（中村勝彦君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 罰則というものは特にはないのですが、あくまでも所有者の責任ということで今のところ対応はさせていただいています。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） なかなか本当に大変な問題だというふうに思います。どうにかして、ご苦労は多いと思いますけれども、これが増えないような方策を考えていかなければならないなというふうに思いました。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 確認事項がありましたら、お願いいたします。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今、冒頭の佐藤委員の質問の中にあつた歩道にはみ出しているツルというので、去年決算委員会的时候にお願いして早速フルーツラインのところを刈ってもらったのですが、今ちょっと、すみません、私も最近行っていないので分からないのですけれども、秋になると、中学生たちの競歩大会があつて、結構農道を走ったりいろいろなところを走ったりしていくので、そういうのを、ぜひ学校とちょっと連携を取つて、ここの草だけでも刈ってもらいたいなという場所があると思うのです。そういうのをやれるような問合せをしてみるとか。それとも、私が聞いてきて、あそこを刈ったほうがいいですよと言つたほうがいいのか、ちょっとお答えいただけますか。

- 委員長（中村勝彦君） これは農地であつたり宅地であつたり道路の部分であつたりするので、多分有賀課長のところ、土屋課長のところ、野田課長のところ、いろいろ連携を取つていると思うのですけれども、多分市内連携を取つていると思うので、どんな対応をしているのか。有賀課長のところでよろしいですか。

有賀農林振興課長。

- 農林振興課長（有賀 博君） 例年ですけれども、草刈りの契約等はしてありますので、対応のほうは去年同様できるかなと思いますので、学校のほうにもちょっと聞くような形を取りながら、対応のほうはさせていただきたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに確認等はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 続きまして、通告がありましたMORIKATSUの件につきまして、日向委員、お願いいたします。

○ 委員（日向 正君）　　お願いします。昨年もたくさんの観客といますか参加者があって、好評いただいているMORIKATSUという、総合公園で開催されるわけですが、今年も11月中旬頃開催の予定で、準備が出来上がっているという状況なのですが、甲州市としてイベントにどのような関わり合い方というか、どのような仕事をするような予定でいるのか教えてください。

○ 委員長（中村勝彦君）　　有賀農林振興課長。

○ 農林振興課長（有賀 博君）　　日向委員の質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、市としては協賛するような形で、森林環境譲与税の事業の一つで、普及啓発事業という形で参加をさせていただいています。既にもう契約を済ませておるのですが、OISCA山梨県支部と契約を結びまして、今年度につきましても、おもちゃ広場と積み木広場を設置して、子どもたちが木に親しむ機会をつくるつもりであります。

　　以上です。

○ 委員長（中村勝彦君）　　日向委員。

○ 委員（日向 正君）　　そうすると、昨年と同じような形でという状況だと思います。あのイベントも、森の仕事を理解してもらい、森の仕事がいかに大事かということアピールするというのが主たる目的で開催されているわけですが、多種多様な関係者がブースを作って、いろいろ活動して情報を提供しているところですが、できれば一日楽しむという、天気がよければ楽しむという状況ですが、ぜひ市でも積極的に森の仕事が大事だと、森の活性化というのが大事だというような情報を積極的にアピールするように、例えば講演会をやるとか。一緒の時期がいいかどうか分かりませんが、そういう何か市としての情報提供のボリューム、これを多くしていただくと有り難いなと思うのですが、その辺はいかがですか、考えていただけますか。

○ 委員長（中村勝彦君）　　有賀農林振興課長。

○ 農林振興課長（有賀 博君）　　その日なのですけれども、職員の方も一緒に出ています。積み木の会場のところでパンフレットを配って啓発活動を行い、そういった形では行っております。

○ 委員長（中村勝彦君）　　日向委員。

○ 委員（日向 正君）　　ぜひ、森はもう、見ていると本当に緑いっぱいよかったなという感覚で何事もないように見えますけれども、実は内容はかなり逼迫した状況もありま

すので、そういう状況をぜひ一人でも多くの市民というか集まってきた人に知っていただくような情報提供をアピールしていただければ有り難いというふうに思います。ぜひ参考にしていただければ、よろしく申し上げます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 要望でよろしいでしょうか。

では、農林振興課について確認事項はございますか。

1点、先ほどの石垣の崩れについて、風水害の被害によって崩れた場合は補助が出るというのは、一定のポイントで水量と雨量が観測された場合のみですよ。

有賀農林振興課長。

- 農林振興課長（有賀 博君） 国の災害指定を受けた上での国の補助事業ということになりますので、50%補助という形になるかなと思います。

- 委員長（中村勝彦君） では、ほかに確認事項がなければ、農林振興課は以上となります。

続きまして、建設課ですけれども、先に通告がありました小林委員からお願いいたします。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 一般質問で少しテーマとして取り上げた電動車椅子と電動自転車の充電の支援ということで、塩山駅南口の自由連絡通路のところに充電式ロッカーを設置することはできないものかということでお伺いします。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

充電式ロッカーということで、駅前の活性化の一つとして十分考えられると思っておりますので、今後の駅前の推進の中で検討していきたいと考えております。

- 委員長（中村勝彦君） では、続きまして、佐藤委員、お願いいたします。最初に通告いただきました国道411号線のというところから続けてお願いいたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） お願いします。411号線、等々力からずっと塩山に向けての場所なのですけれども、道が拡幅されて、その後も結構工事を何度もしているのですけれども、見通しがいつぐらいに、なかなか難しいかもしれませんが、どのぐらいにきれいになるのかということをお聞かせいただければ教えていただきたいと思っております。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

過日、峡東建設事務所、山梨県のほうに確認を取ったのですが、今現在まだ残っている改良部分の工事もございます。ご質問いただいた電線地中化とかそういったようなことに関しまして、今後順次県のほうで進行具合を見定めながらあの地域へ降ろしていきたいと、このような回答をいただきました。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。電線の地中化もし、そして、下水道とかいろいろなものが次々と工事をした、埋めた、また工事をしたみたいなのがあって、なかなか地域の住民の人たちが心配をしているという状況ですので、できるだけ早くやっていただければということなのだと思いますけれども、何年後にとかということはなかなか難しいわけですね。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えします。

まだ、県とはそういった最終面という話がまだ出ておりませんので、県のほうへ要望として事業進捗をよろしくと話はしておきます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました、ありがとうございます。ぜひよろしく願います。

- 委員長（中村勝彦君） 続けてお願いします。

- 委員（佐藤浩美君） 続けてお願いします。環境センターの跡地公園のことで幾つか質問があります。まず、あそこに置くベンチを、防災かまどベンチという、災害があったときにはそれでかまどになるというベンチにしたらいかがかという声があるのですけれども、それについていかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

委員の質問でございますが、今の軽スポーツの公園ということで、災害時にはという表現をしております。固定式のかまどベンチ等は現在検討しておりません。今後そういっ

たことがあった場合というのは、避難地として、そういったものは運び込みで対応するというふうに想定しております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。なかなか固定式でやる計画はそもそもないところへ、後からということですが、運び込みで十分対応ができるという見通しということによろしいですね。
- 建設課長（野田一寿君） はい。
- 委員長（中村勝彦君） 続けてお願いいたします。
- 委員（佐藤浩美君） 先ほどの条例のところでもあったように、世の中は、高齢者や障害者に対して優しいという方向で進んでいるわけですが、市民の健康のためのウォーキングのコース、これに、そういう少しの部分でもいいので、手すり、邪魔なときには取り外せる、そしてというような手すりの設置の工夫はできないか伺いたいと思います。
- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

基本的にウォーキングコース、公園内ですけれども、軽スポーツ、先ほど言いましたようにうたっておりますので、そういった手すり等の取り外し等は考えておりません。また、今からの対応となりますと、当然工事費の変更とかいろいろなことが想定されますので、今現在はやはり今の公園を完成させるという中でも事業費もかなり厳しくなっておりますので、今現在そういったトイレとかの箇所の手すり等はございますが、コース内の手すり等は検討しておりません。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 計画の中にそもそもないものを変更していくとなると、またお金もかなりかかっていくということでありましようけれども、市民の皆さんに使っていただいて、そして、みんながその公園で楽しめる健康づくりやみんなの集いにできるだけ利用が多い、そういう公園になることを願って今質問したわけですが、費用等の関係でなかなか難しいだろうと思いますけれども、また長期的に見て、もしできるようだったらということで、この質問は終わります。

次に、いいですか。

- 委員長（中村勝彦君） はい。

○ 委員（佐藤浩美君） 公園の名前、愛称について、進んでいるかと思えますけれども、どんなふうに進めて決めていくのかという見通しを教えてくださいたいと思います。大体このぐらい工事が進んだよ。そして、皆さんこのようなイメージで公園ができますよ。皆さん、この公園の愛称をお願いしますということで公募したらいかがかというふうに思えますけれども、いかがでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

6月議会でも一般質問でお答えしましたが、愛称名は公募をかけますということ公表します。今現在の予定ですと、10月の広報と、それからホームページで募集という形で公募をかける、そのような予定となっております。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。もうすぐ公募が進んでいくというふうに思われますけれども、その際に、当然どんな公園になるのか、どんなイメージかということ伝えて、そして公募かけて、夢のある名前が、みんなの気持ちがそこで集まるような名前になることを希望します。

○ 委員長（中村勝彦君） 続けてお願いいたします。

佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） すみません、いろいろあって。次の項目なのですが、勝沼のシャトレゼワイナリー広場というのが、前に市長が計画は進んでいるようなことで答弁されていた記憶があるのですが、その後現状はどんなふうになっているかということ伺いたしたいと思います。

○ 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今現在ですと、シャトレゼさんのほうからそういったような話は私どものほうには来ておりませんので、協議並びに申請等は今現在何もない状況でございます。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。現状は何も特に進んでいるようなことはないということ理解しました。

続いていいですか。

○ 委員長（中村勝彦君） はい。

○ 委員（佐藤浩美君） 塩山駅前のホテル建設についてですけれども、開発の許可の申請というのが出ているかどうか、1点伺いたしたいと思います。

○ 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

現在、開発申請等は出ておりません。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。開発の許可申請が出ていないということは、全く白紙ということであるかと思えますけれども、巷では、市民の皆さんが、あそこにコンビニがあるホテルができるらしいよとか、そういうことをたくさん言っているのを耳にしたりするのですけれども、ぜひホテル建設、できるだけ市民に、市長も確か触れたことがあると思うのですけれども、見通しについて明らかになった場合は、早く明らかにしていただきたいというふうに思います。市民がとても注目をしていたので、よろしくをお願いします。

○ 委員長（中村勝彦君） ほかに建設課で確認事項はございますか。

小林委員、確認事項がございましたら、お願いいたします。

○ 委員（小林真理子君） LINEの通報システムがすごく便利だなと思って、現在のところ何件ぐらい入っているのでしょうか。まだそんなにないですか。

○ 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○ 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

土屋環境課長、お願いいたします。

○ 環境課長（土屋典子君） 日向委員の質問のパネルの廃棄年数の基準についてですが、環境省及びエネルギー庁によりますと、委員おっしゃるとおり、製品の寿命については20年から30年と明記されておりますが、廃棄の年数基準については明記されておられません。ですが、委員おっしゃるとおり、市ではゼロカーボン推進事業の補助金があり、太陽光設置パネルについての補助制度がありますので、市のホームページのほうに廃棄情報について、環境省及び県の廃棄処分方法についての記載のあるところにリンクをさせて掲載をさせていただきたいと考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 先ほどの件、報告いただきました。

しばらく休憩が必要でしょうか、野田課長。

では、ここで5分ほど休憩を取りたいと思います。

では、休憩いたします。再開を55分といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時57分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

では、答弁をお願いいたします。

野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） 先ほどの小林委員の質問にお答えいたします。

利用者のLINEにて通報していただけますが、それぞれの内容につきまして、道路の破損等につきまして、メールになります。そのメールが担当課へ直接通報という形になりまして、件数につきましては4件報告がございました。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに確認事項はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） では、建設課その他の件は以上といたします。

その他の中で、委員会に対して皆様から発言はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） なければ、私より1件、皆様のお手元にお配りさせていただきました国民健康保険制度の県内統一化に伴う国の国庫負担の増額を求める意見書（案）ということで、昨年の決算終了後に、国民健康保険制度に対する課題があるとしたらどういったところかということでチームに分かれて話し合いを続けてまいりました。今回が決算で1年たつということで、今回の決算を見た後、課題等がありましたら、議会としては意見書として提出を委員会として考えていったらどうかということで原案を作っていました。そんなわけで、分科会決算のほうが終わりましたら、この文書を基に皆様からご意見をいただくために、分科会終了後、厚生経済常任委員会を1回開かせていただきたいと思っておりますけれども、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（中村勝彦君） では、そのように進めさせていただきます。

ほかに皆様から発言はございますか。

（発言する者なし）

○ 委員長（中村勝彦君） なければ、その他についての発言を打ち切ります。

以上で、厚生経済常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

○ 副委員長（矢崎友規君） お疲れさまでございました。今委員長から話がありましたが、意見書をご確認いただいて、分科会終了後にまたご意見をいただければと思います。

以上もちまして、厚生経済常任委員会を閉会といたします。

〔散会 午前11時59分〕